

グリーン購入ガイドライン

(お取引先様向け)

2006年10月17日

東邦チタニウム

目次

1、はじめに	1
2、適用範囲	1
3、購入に当たって考慮する条件		
1) 必須条件	2
2) 実施要望条件	3
4、グリーン購入の運用	3

(別紙) 「使用を禁止する環境影響物質の指針」

東邦チタニウム株式会社 グリーン購入ガイドライン

1、はじめに

東邦チタニウムグループは、チタン総合メーカーとして、チタン事業を基幹に、その精錬工程における技術や中間製品を活かして、電子セラミック材料事業、オレフィン重合用触媒事業を行っております。

当社グループは、これらの事業活動が、環境へ及ぼす影響を十分に認識し、「資源・技術の合理的かつ効率的活用」により地球規模の環境保全に貢献することを環境基本方針として、事業活動のあらゆる段階において、歩留り、採取率の向上、品質の改善、工程の短縮、リサイクル、省エネルギー等「資源の有効活用」及び「環境負荷の低減」に取り組むとともに、環境リスクの低減に努めております。

このため、当社グループにおいては、事業活動に必要な資機材の購入に当たっても、環境負荷の低減が不可欠であるとの認識の下、グリーン購入を推進することとし、「グリーン購入ガイドライン」を策定いたしました。

本ガイドラインは、グリーン購入に関して、最低限遵守していただきたい「必須条件（最低要求基準レベル）」と配慮していただきたい「実施要望条件（要望レベル）」を示しています。「必須条件」を満足していただけない場合は、今後お取引をお控えさせていただく場合がございます。「実施要望事項」につきましては、今後の購入の参考とさせていただきます。

なお、資機材の要求仕様等により、本ガイドラインと異なる基準が必要な場合は、別途定める購入仕様書等で示します。

また、グリーン購入の基準は、今後の法規制や社会動向により適宜改定いたします。

【グリーン購入方針】

グリーン購入の取り組みを通じて「循環型社会形成」「地球温暖化防止」「3Rの促進」に寄与する。

購入する全ての資機材を対象とし、機能、価格、納期が同等である場合には、環境負荷低減の程度を「必須条件」「実施要望条件」に基づいて評価し、優位にあるものを購入する。

* 3R = R e c y c l e、R e d u c e、R e u s e の頭文字です。

2、適用範囲

本ガイドラインで対象とする資機材は、現時点では下記のものとしします。

1) 設備資材（製造設備）

チタン製造関連、電子材料&機能材料関連、及びオレフィン重合用触媒関連の設備

2) 操業資材

「チタン関連製品、電子セラミック材料&機能材料関連製品、オレフィン重合用触媒

関連製品の製造に使われる原料」以外の資材、設備メンテナンス資材

3) オフィス用品

本社、支店、事業所等で使用される全ての資材

3、 購入に当たって考慮する条件

1) 必須条件

下記に合致する取引先または資機材を購入します。必須条件に合致しているかの確認書のご提出をお願い申し上げます。

(1) お取引先に求める必須条件

購入する資機材そのものの環境負荷低減を考慮するとともに、資機材を製造・販売している企業が、環境保全に積極的に取り組んでいるか否かを資機材購入に当たっての重要な判断要素と考えています。企業の環境保全への取り組み状況を確認し、次の内容を満足したお取引先から、資機材を購入させていただきます。

a) 環境管理システムの構築

資機材を開発、製造、販売している工場、オフィス等において、環境管理システムを構築していること。

環境管理システムは、国際規格ISO-14001に限らず、自主構築でも構いませんが、次の項目を含んだものとします。

- ・環境方針の策定
- ・環境管理責任者の選任と環境管理組織体制の設置
- ・環境関連法規制の把握と遵守
- ・環境目的、目標、計画の策定と実施
- ・従業員に対する環境教育の実施
- ・法遵守状況、環境活動状況の定期的な確認

b) 製造工程における使用禁止物質の不使用

当社グループが別に定める使用禁止物質を製造工程で使用していないこと。

c) 化学物質含有調査へのご協力

資機材が含有する化学物質調査に対して、化学物質含有量調査を提出していただける事（JGPSSI様式）。

(2) 資機材に求める必須条件

購入する資機材そのものの環境負荷低減が必要となります。

環境汚染や人の健康障害の防止には、資機材の使用時、廃棄、処分時に有害な物質が放出される事がないように、適切な処置を施す必要があります。環境や

人の健康に被害を与える恐れのある物質について、資機材の非含有により、弊社でのグリーン製品設計推進、廃棄処分の更なる適正化を図ることを目的としています。

従って、当社が別に定める使用禁止物質を含有しない資機材を購入させていただきます。

なお、含有とは、「意図的な使用により含まれるもの」とします。また、不純物は、不可避免的な物質として含有とはしませんが、別紙、「使用を禁止する環境影響物質の指針」に示す有害物質の閾値（*）を超えてはなりません。

* 閾値（いきち）；毒性が発現しない最大量のことをいいます。

2) 実施要望条件

お取引先は当社グループの「循環型社会形成」「地球温暖化防止」「3Rの促進」への取り組み推進につきましてご理解いただき、下記の取り組みを推進いただけるよう要望いたします。その推進状況につき、定期的にご報告をお願い申し上げます。

(1) 資機材環境アセスメントの実施

資機材の設計を実施している場合は、その設計段階において、環境に関する資機材アセスメントを実施し、資機材の環境負荷低減に努めてください。

資機材環境アセスメントとは、環境保全に配慮した、省資源・省エネルギー資機材を市場に提供するために、地球温暖化、資源循環、環境影響物質の排除等の環境設計コンセプトに基づき、開発設計の段階で環境を考慮した事前評価を行うことです。

(2) 地球環境保全の取り組み

次の項目を対象に取り組んでください。

地球温暖化物質の削減、廃棄物の排出量削減、化学物質の管理、資源消費量の削減、包装・梱包材の環境負荷削減、環境評価の実施（大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止等）

(3) グリーン購入の実施

グリーン購入基準を設定し、資機材の部品や部材に対して、グリーン購入を実施してください。

(4) 情報開示

資機材の環境情報や環境保全の取り組み状況を積極的に開示してください。

4、グリーン購入の運用

1) お取引単位での調査

- (1) 環境保全の経営姿勢及び資機材等について、情報を提供していただきます。
- (2) 環境管理システム構築等について、確認させていただきます。
- (3) 使用禁止物質について、不使用の確認をさせていただきます。

2) 製品単位での調査

使用禁止物質について、含有量の確認をさせていただきます。

3) 変更時の連絡

格調査票の回答内容に変更のあった場合には、変更内容を回答先に提出していただきますようお願いいたします。

4) ご提供いただいた情報の機密については、十分配慮いたします。

附則；

このガイドラインの制定・改廃の起案は、環境安全事務局が行います。

制定 平成18年 10月 1日

別紙

使用を禁止する環境影響物質の指針

1. 本指針の目的

製造工程及び資機材に含有してはならない物質を明確にし、当社グループ及び取引先に周知し、当社グループ製品の環境品質を向上することを目的とする。

2. 使用禁止物質及び閾値

1) 製品への使用を禁止する物質

次の物質は、意図的使用を禁止、かつ、不純物であっても閾値（*）を超えてはならない。

*：閾値（いきち）；毒性が発現しない最大量のことをいう。

(1) 重金属

カドミウム及びその化合物	包装材、プラスチック、インキ、塗料は 5ppm 未満 亜鉛を含む金属原料は 75ppm 未満 上記以外 20ppm 未満
鉛及びその化合物	包装材、プラスチック、インキ、塗料は 100ppm 未満 金属中の不純物は 100ppm 未満
六価クロム化合物	包装材、プラスチック、インキ、塗料は 100ppm 未満 金属中の不純物は 100ppm 未満
水銀及びその化合物	包装材、プラスチック、インキ、塗料は 100ppm 未満 金属中の不純物は 100ppm 未満

但し、梱包資材については上記4物質の合計が 100ppm 未満であること。

(2) 有機塩素系化合物

- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB） 50ppm 未満
- ・ポリ塩化ナフタレン（PCN）（塩素数3以上）
- ・ポリ塩化ターフェニル（PCT） 50ppm 未満
- ・塩素化パラフィン（CP）（炭素長10-13）
- ・マイレックス

(3) 有機臭素系化合物

- ・ポリブロモビフェニル 1000ppm 未満
- ・ポリブロモジフェニルエーテル 1000ppm 未満

(4) 有機すず化合物

- ・トリブチルスズ化合物 1000ppm 未満
- ・トリフェニルスズ化合物 1000ppm 未満

(5) 石綿（アスベスト）

(6) ホルムアルデヒド 0.1ppm 未満

2) 製造工程での使用を禁止する物質

(1) オゾン層破壊物質

- ・ C F C 類、ハロン類、H B F C 類、H C F C 類、臭化メチル、四塩化炭素
(11,12,13,111,112,113,114,115,211,212,213,214,215,216,217)
(C F C 11=トリクロロフルオロメタン C F C 13)
- ・ H B F C
(H B F C 2281=プロモジフルオロメタン C H F 2 B r)
- ・ 四塩化炭素
- ・ ハロン
(1211,1301,2402)
(ハロン-1201=プロモクロロジフルオロメタン)
- ・ 1,1,1-トリクロロエタン

(2) 塩素系有機溶剤

- ・ 1,1,2-トリクロロエタン
- ・ 1,2-ジクロロエタン
- ・ 1,1-ジクロロエチレン
- ・ 1,2-ジクロロエチレン
- ・ ジクロロメタン (塩化メチレン)
- ・ クロロホルム
- ・ トリクロロエチレン
- ・ テトラクロロエチレン

3. 運用

- 1) 法規制に基づき使用を禁止されている物質を全て網羅しているわけではなく、製品による環境影響を防止する観点で制定しており、地球環境保全の観点から必要に応じ見直す。
- 2) 本指針の遵守を原則とするが、法規制で除外、あるいは、代替技術ソリューションがない物質及び用途部位等特殊な用途の場合であって、本指針が遵守できない場合は、受け入れ先の事業所長の判断によることを認める。

制定：平成18年10月 1日